

令和 4 年度 第 1 回石巻市 D X 推進本部提案

報告

提出 日：令和 4 年 1 1 月 7 日

担当部・課：復興企画部 I C T 総合推進課〔内線 4 2 6 2〕

① 件 名
「情報システムの標準化・共通化」への対応状況について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）」では、政令で指定された標準化対象事務（法第 2 条）の処理に係る情報システムについて、地方公共団体は標準化を実施する責務を有し（法第 4 条第 2 項）、地方公共団体情報システムは標準化に適合するものでなければならない（法第 8 条第 1 項）ため、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえて、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされた。（法第 1 0 条）。</p> <p>【目的】</p> <p>総務省が策定した自治体 D X 推進計画に則っており、令和 7 年度末までに基幹系 2 0 業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することにより、業務改革（BPR）や業務・データの標準化等を前提に、各システムの迅速な構築・柔軟な拡張・最新のセキュリティ対策・コストの大幅低減などを実現する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 官民データ活用推進基本法 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 デジタル社会形成基本法 自治体 D X 推進計画</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 基本目標 6 ①市民に寄り添い信頼される行財政運営の推進 ②持続可能な行財政運営の推進</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市 D X 推進方針 取組事項 B 「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項 ②情報システムの標準化・共通化</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 4 年 8 月 情報システムの標準化に関する担当課打合せ会 開催 通常業務の位置づけとして、適時、現行システムの導入業者を含めて打合せを実施。
⑤ 主な内容
令和 7 年度末までに以下に示した基幹系 2 0 業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。

<ul style="list-style-type: none"> (1) 総務部 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民税課 (個人住民税・法人住民税・軽自動車税) (2) 資産税課 (固定資産税) (2) 市民生活部 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民課 (住民基本台帳・戸籍・戸籍の附表・印鑑登録事務) (3) 教育委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育総務課 (就学) (4) 選挙管理委員会事務局 (選挙人名簿管理) (5) 保健福祉部 <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康推進課 (健康管理) (2) 保険年金課 (国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険) (3) 介護福祉課 (介護保険) (4) 障害福祉課 (障害者福祉) (5) 保護課 (生活保護) (6) 子育て支援課 (児童手当・児童扶養手当) (7) 子ども保育課 (子ども子育て支援)
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 従来は自治体が個別にシステムを開発することでベンダーが固定化していたが、標準化後は、個別にシステムを開発する必要がなくなり、ベンダー間の移行が円滑になる。 (2) 従来はシステム調達等の業務に人員が必要になるケースが多かったが、標準化後は、企画立案や住民への直接的なサービス提供などへ注力が可能になる。
<p>⑦ 県内他の自治体の政策との比較検討</p> <p>全国一律の事業であり、地方公共団体は標準化を実施する責務を有する。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>各システムの進捗状況について、国の求めに応じ定期的に報告を行う。 令和4年11月に報告の予定。(現在、各業務担当課へ移行計画書の提出を依頼中)</p>
<p>⑨ その他</p>